

国立大学法人滋賀大学情報セキュリティ基本方針

平成24年 2月21日 役員会制定

1 趣旨

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）が、高度情報化社会において学術研究・教育活動を高めようとするためには、情報のセキュリティを確保することが必要不可欠である。このため、本学の利用者全てに情報セキュリティの重要性を認識させ、本学が保有する全ての情報のセキュリティを確保するため、国立大学法人滋賀大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を定めるものである。

2 ポリシーの構成

ポリシーは、この基本方針及び基本規程から構成される。基本方針にあつてはポリシーの基本的な考え方を示し、基本規程にあつては情報セキュリティ対策に必要な措置についての基本事項を示す。また、これら基本方針及び基本規程に基づき、具体的な規範として定めたものが実施規程である。

3 基本的考え方

情報セキュリティを確保するために、次に掲げる事項を基本的な考え方とする。

- (1) 情報資産の重要度に応じた分類と管理
- (2) 情報セキュリティを損ねる行為の抑止
- (3) インシデントへの対応と再発防止
- (4) 情報セキュリティに関する啓発
- (5) 実情に応じた規程等の点検及び改善

4 遵守義務

本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、ポリシーに沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

5 罰則

本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程等に定めることができる。